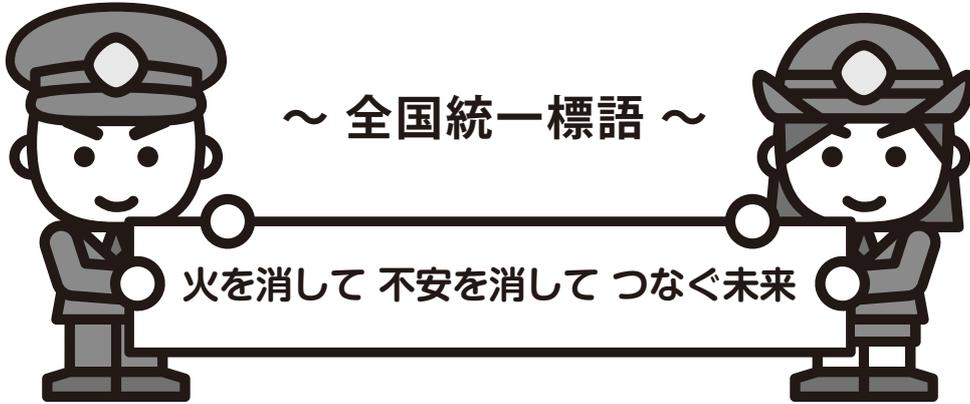


春の火災予防運動

実施期間 令和6年4月20日(土)～30日(火)



第74号

春になり空気が乾燥する季節になってきました。また、この時期は風の強い日が多くなり、家庭での火の用心はもちろん、職場や外出先などでも火の取り扱いには十分ご注意ください。

また、火災予防運動期間中は各種行事を行いますので皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

春の火災予防運動 関連行事のお知らせ

○火災防御訓練 令和6年4月19日(金)

実施場所 『市内対象物で実施予定!』

※実施場所等につきましてはお問い合わせ下さい。

○防火サイレン吹鳴

令和6年4月20日(土)～4月26日(金)20時(10秒間)

○防火広報

春の火災予防運動期間中は、消防車両が市内を巡回し広報を行います。



積極的な自衛消防訓練の実施をお願いします!

既に各事業所の皆さまには、自衛消防訓練を実施していただいているところであり、ご存じの事では御座いますが改めて自衛消防訓練の積極的な実施をお願いさせていただきます。

防火対象物(一般住宅以外の建物)の自衛消防訓練については、実施が法令で定められております。これは、火災や災害が発生した場合に迅速に避難を完了させることや、初期消火を適切に実施することにより被害の拡大を防ぐことを目的としており、消防へ通報を行ってから消防車が到着するまでの間を、事業所の皆さまで埋めて頂き被害を最小限に抑えることに繋がっていきます。そこで事業所の皆さまには、消防隊が到着する前の活動をイメージした訓練を積極的に行って頂きたく存じます。そのため、自衛消防訓練を自主訓練で行い改めて災害時の役割等を確認して頂き、ご不明な点はお問合せを頂けましたら留萌消防署予防課予防係にて適切な指導をさせていただきます。

もちろん、初めて訓練を実施する新規の事業所様には、現地での指導も行ってまいります!



有料老人ホームの関係者の皆様へ

～火災から大切な命と財産を守るために万全な防火対策を行いましょう～

令和5年11月28日、大阪市の有料老人ホームで火災が発生し、9名の方が負傷されるという被害が発生しております。総務省消防庁の発表では、火災原因は調査中としているものの、多数の傷病者が発生した要因として避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、避難中に入所者が煙を吸うなどしたことが原因とされております。

有料老人ホーム等は、自力避難が困難な者を含む高齢者等が利用する施設であることから、日頃からの火災予防とともに、火災時の避難誘導が極めて重要となります。

つきましては、類似の火災被害を防止するため、有料老人ホームの関係者の皆様及び入所されている方は以下の項目についてご確認していただき、火災予防に万全を期されるようお願いいたします。

※一戸建て住宅に居住されている方も、日頃の火災予防のご参考にして頂けますと幸いです。

火災になった時に命を守るために！

① 出火防止対策の徹底

各居室においても「火気設備の適切な取り扱い」や「火の消し忘れの確認」等を徹底すること！近年は電気火災が増加傾向にあることから、「電気コンセントをたこ足配線にしない」「劣化した電気コード等は使用しない」「リチウムイオン電池の取り扱いに注意する」といったことを徹底する。

② 廊下、階段、避難口等の維持管理

廊下や階段などの避難経路に、避難の支障になる物品等が放置されないよう日頃から建物の維持管理をお願いします。また、防火上必要な設備（防火戸など）についても、万が一の時にきちんと作動するよう、維持管理を徹底しましょう！

③ 初動対応の確保

火災時において職員等による初期消火、避難誘導、通報等が確実になされる体制が確保されているか確認すること。特に、夜間等に火災が発生した場合には、少数の職員等により自力避難が困難な者を含む高齢者等の避難誘導等を行う必要があることから、当該状況を想定した自衛消防訓練については積極的に実施すること。

消防法令の遵守について

近年、消防法令違反を放置することにより、火災時等の被害が拡大する事案が全国各地で見受けられます。法令で定められた消防用設備等の設置・維持管理を適切に行うことは、災害時の初動対応や被害拡大防止に大きな意味を持ちます。また、消防法令違反には厳しい罰則が設けられており、消防機関にも大切な生命・財産を守るために適切な指導を行うよう求められています。今一度、皆様の防火対象物で法令違反等がないかご確認を頂き、積極的な法令遵守をお願い致します。

※例～消防法第5条第1項違反（防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について）

罰則：2年以下の懲役・200万円以下の罰金、両罰1億円以下の罰金！

誌面に関するお問い合わせ、火災予防に関するご相談は

火災から 生命を 守ろう

留萌消防組合 留萌消防署

予防課予防係 (電話) 0164-42-2211 (FAX) 0164-43-5150

ホームページは、「留萌市」又は「<https://www.e-rumoi.jp>」で検索

「トップページ>組織から探す>留萌消防組合消防本部予防課」

少年消防クラブ員募集中！

留萌少年消防クラブは防火・防災への知識や意識を高めてもらうことを目的とし様々な活動を行っています。

対象は小学校1年生から中学校3年生までです。ご興味がある方やご加入されたい方は留萌消防署予防課予防係までご連絡下さい。

